

保護者 様

水痘予防接種のお知らせ

水痘予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用することで、水痘（みずぼうそう）を予防するためのワクチンです。

この予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者のかたが、予防接種の効果や副反応などについて理解し接種に同意したときに限り行われます。

- ・水痘（みずぼうそう）は、水痘－带状疱疹ウイルスに初めて感染したときにみられる急性の感染症で、直接接触、飛沫あるいは空気感染によって広がる、感染力の強い感染症です。一度感染すると、生涯、体の中（三叉神経節や脊髄後根神経節）に潜伏感染し、加齢や免疫抑制状態などで再活性化し、「带状疱疹」を発症します。
- ・潜伏期間は通常2週間程度（10～21日）です。特徴的な発疹が主な症状でかゆみを伴います。発熱を伴うこともあります。発疹は斑点状の赤い丘疹から始まり、その後3～4日は水疱（水ぶくれ）となり、最後は痂皮（かさぶた）を残して治ります
- ・水痘ワクチンを1回受けた人のうち、約20%は、後に水痘にかかることがあります。もし、かかっても軽くすむとされていますが、2回接種が勧められています。

1. 予防接種の受け方

対 象 者 ： 生後12か月から36か月に至るまで
(1歳の誕生日前日～3歳の誕生日前日)

接 種 の 仕 方 ： 水痘ワクチンを
3か月以上（標準として6～12か月）の間隔をあけて2回皮下接種

※これまでに水痘にかかったことがあるかたは、定期接種の対象となりません。

〔 長期にわたり療養が必要な疾患にかかったことなどにより定期接種の機会を逃したかたは、主治医又は健康課にご相談ください。 〕

※他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

※水痘ワクチン接種後、異なる種類の注射生ワクチン（麻しん風しん予防接種、おたふく予防接種など）を接種する場合は、27日以上の間隔をあける必要があります。

2. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(裏面も必ずご覧ください)

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②過去の予防接種で2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合および免疫抑制をきたす治療を受けている人
- ⑥ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがありますので、これらに対してアレルギーがあると言われた人

4. ワクチンの副反応

健康小児では副反応はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹が見られ、まれに接種部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）が見られます。

接種局所のひどいはれ、高熱などの症状がみられたら、医師の診察を受けてください。

5. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤水痘ワクチン接種後、4週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合は医師に相談ください。

予防接種による健康被害救済制度

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 TEL0186-42-9055